○内閣府令第二号
法務省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　山下　貴司

外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令

（外国保険会社等供託金規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる命令の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　外国保険会社等供託金規則（平成八年法務省大蔵省令第一号）別紙様式第一号から第十二号まで

二　免許特定法人供託金規則（平成八年法務省大蔵省令第二号）別紙様式第一号から第十二号まで

三　保険仲立人保証金規則（平成八年法務省大蔵省令第三号）別紙様式第一号から第十号まで

四　信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府法務省令第二号）様式第一から第七まで

五　信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年内閣府法務省令第四号）様式第一から第七まで

六　保険会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府法務省令第五号）様式第一から第七まで

七　少額短期保険業者供託金規則（平成十八年内閣府法務省令第一号）別紙様式第一号から第十三号まで

八　金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府法務省令第三号）別紙様式第一号から第七号まで

九　投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府法務省令第五号）別紙様式第一号及び第二号

十　有限責任監査法人供託金規則（平成十九年内閣府法務省令第八号）別紙様式第一号から第十一号まで

十一　前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年内閣府法務省令第四号）様式第一から第十まで

十二　資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府法務省令第五号）様式第一から第十一まで

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第二条　一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電子記録債権法施行規則の一部改正）

第三条　電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。